

大治町議会定例会（第4日）

令和7年6月19日

令和 7 年 6 月大治町議会定例会会議録（第 4 号）	
招集年月日	令和 7 年 6 月 1 9 日
招集の場所	大 治 町 議 事 堂
開 議	6 月 1 9 日 午後 2 時 3 0 分 宣告（第 4 日）
応 招 議 員	1 番：池田耕介 2 番：八神太紀 3 番：手嶋いずみ 4 番：後藤田麻美子 5 番：鈴木康友 6 番：鈴木 満 7 番：三輪明広 8 番：若山照洋 9 番：松本英隆 10 番：林 健児 11 番：吉原経夫 12 番：林 哲秀
不応招議員	な し
出 席 議 員	応招議員に同じ
欠 席 議 員	不応招議員に同じ
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項の規定により説明のため出席した者の 職氏名	町長：村上昌生 教育長：平野香代子 総務部長：大西英樹 福祉部長：安井慎一 建設部長：三輪恒裕 教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長：加藤 謹 福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：佐藤友哉 財政課長：富田伸司 防災危機管理課長：山田繁樹 企画政策課長：吉田美穂 収納課長：加藤真二 長寿支援課長：松木田英作 保険医療課長：水野克哉 保険医療課主幹：鈴木雅之 住民課長：立松 修 子育て支援課長：古布真弓 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松 浩 保健センター所長：森本健嗣 下水道課長：後藤丈顕 都市整備課主幹：八神幸夫 産業環境課長：伊藤高雄 学校教育課長：太田悦寛 社会教育課長兼公民館長：加藤裕一 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：水野 学 会計管理者兼会計室長：石塚秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代

○町長提出議案の題目

議案第 4 6 号 大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

発議第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 7 年 6 月大治町議会定例会議事日程

(第 4 日)

令和 7 年 6 月 1 9 日 (木) 午後 2 時 3 0 分開議

1 開 議 宣 告

2 議事日程の報告

日程第 1 発言の取消しについて

日程第 2 議案第 3 9 号 令和 7 年度大治町一般会計補正予算 (第 1 号) 《採決》

日程第 3 議案第 4 1 号 大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について《採決》

日程第 4 議案第 4 2 号 大治町土地開発基金条例の一部を改正する条例について《採決》

日程第 5 議案第 4 3 号 大治町税条例の一部を改正する条例について《採決》

日程第 6 議案第 4 4 号 工事請負契約について《採決》

日程第 7 議案第 4 5 号 工事請負契約について《採決》

日程第 8 議案第 4 6 号 大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について《提案説明等》

日程第 9 発 議 第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について《提案説明等》

日程第 10 閉会中の継続調査について



午後2時30分 開議

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、発言の取り消しについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、11番吉原経夫議員の退場を求めます。

〔吉原経夫議員 退場〕

○議長（若山照洋君）

去る6月17日付で吉原経夫議員から6月9日の一般質問における発言について、御手元に配付のとおり発言取消申出書が提出されました。

お諮りします。

この発言取消申出書について、これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、吉原経夫議員からの発言取消しの申し出を許可することに決定しました。ここで吉原経夫議員の入場を認めます。

〔吉原経夫議員 入場〕

○議長（若山照洋君）

吉原経夫議員に申し上げます。6月17日付で申し出のありました発言の取り消しについては、申し出どおりこれを許可します。

日程第2、議案第39号令和7年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案第39号について予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（鈴木 満君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

去る6月10日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきましては、6月12日総務建設分科会、6月13日文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日、委員会の全体会を開き、各分科会委員長の報告を受けました。

その結果、議案第39号につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第41号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案第41号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

文教厚生常任委員長どうぞ。

○文教厚生常任委員長（手嶋いずみ君）

文教厚生委員会は6月13日に開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により報告します。

議案第41号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告いたします。

一般型事業所において専用室がない場合、配置基準が守られているかはどういうふうに見るのかの問いに対し、この事業は条件が整う保育所が実施する。一般型では原則職員を2人配置となっている。一体型で実施の場合は乳児等通園支援事業で1名専属で職員をつけ、もう一人は一時預かりですとか保育所の職員が兼務可能という形もある。受

け入れ人数に応じて変わってくるため、子育て支援課でしっかり確認をしていくとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

吉原議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。議案第41号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に反対します。まず利用する子供の月当たり利用時間の上限が10時間までと伺っております。年間を通して保育園に來ている子供は毎日來ているからこそ、保育所などの生活に溶け込んでいると思います。月当たり10時間ではそれを望めず、利用する子供にとってマイナスが多いと思います。

次に、本町でこの事業の実施を考えておられる民間事業者は、この事業のための部屋や職員体制を準備されておられると伺っております。素晴らしいことだと思います。しかし本町は保育を必要とする子供が多く空きが非常に少ないのが現状です。保育士の確保も難しい現状があると伺っております。本町ではまず保育を必要とする子供の対策をすべきであると考えます。利用時間の制限がなくなり、また人員や設備に余裕ができるならば、この誰でも通園制度に賛成できますが、現状では反対せざるを得ません。よって議案第41号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に反対します。

○議長（若山照洋君）

続きまして原案に賛成の方の発言を許します。

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議案第41号大治町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について賛成の立場で討論を行います。

本議会に提案されました本条例は、令和8年4月からスタートする子ども・子育て支援法に基づく乳児等のための支援給付に必要な施設を許可するための設備及び運営に関

する基準として必要な条例であります。条例の制定にあつては内閣府令で定める従うべき基準と参酌すべき基準に従い、市町村の条例で定めることとされています。この事業は家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、子供が成長していくように子供の育ちを応援することが主な目的で実施されるものです。このスケジュールは令和8年度には全自治体で実施することが想定されていること、大治町こども計画にも令和8年度に事業が開始できるよう体制の整備に努めることとされていることから、本町に住む児童が制度を利用できないということにならないように速やかに事務を遂行していくことが必要であると考えます。以上のことから私は本議案に賛成をいたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第42号大治町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第42号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長どうぞ。

○予算決算常任委員長（鈴木 満君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

去る6月10日の本会議において、当委員会に審査を付託されました議案につきましては、6月12日総務建設分科会、6月13日文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日、委員会の全体会を開き、各分科会委員長の報告を受けました。その結果、議案第42号議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第43号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第43号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長どうぞ。

○総務建設常任委員長（三輪明広君）

総務建設常任委員会は6月12日木曜日に開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第43号、大治町税条例の一部を改正する条例については、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

区分所有者の個別申請から管理組合の提出でも特定マンション指定が可能に変更となるが、具体的にどのような手続が必要なのかの問いに対しまして、県に認可申請して認可を得た後、町に減額の申告が必要となるとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第44号工事請負契約についてを議題とします。

議案第44号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長どうぞ。

○総務建設常任委員長（三輪明広君）

議案第44号工事請負契約については、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

工事はいつ頃から予定しているのかの問いに對しまして、7月から材料の手配、渇水期及び台風シーズンを除いた11月頃から2月頃の予定であるとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第45号工事請負契約についてを議題とします。

議案第45号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

文教厚生常任委員長どうぞ。

○文教厚生常任委員長（手嶋いずみ君）

議案第45号工事請負契約についてにつきましては、質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第46号大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第46号大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年6月19日提出、大治町長。

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担限度額を引き上げるためでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

11番吉原議員

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この条例改正で公費負担額が増えることになると思います。令和7年度の一般会計予算の中で町長選挙について予算を上げております。その中でこれに関連する項目ですね、どこに幾らで見積もってあって今回上がることによって影響はどのようにあるのか、その点の答弁をお願いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

はい。今回の条例改正によって公費負担が単価引き上げとなります。こちらの令和7年度当初予算についてですが、予算書のページで言いますと154ページになるんですが、大治町長選挙費用負担金こちらの284万が該当する形になります。こちらにつきましては、参議院の選挙のある3年に1度公費負担ということで改定が3年に1度されるというのと、大治町長選挙が同じ年に重なるということもございます。なのである程度、幾ら上がるかというのは見込みはなかったんですが、ある程度膨らませた形では見ておりますので、今回補正をすることではないと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第46号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第9、発議第4号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番三輪議員、どうぞ。

○7番（三輪明広君）

7番三輪明広。発議第4号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和7年6月4日提出、大治町議会議員三輪明広。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在94カ国が署名し、73カ国が批准しています。核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵

器の使用を防ぐことが強く求められています。2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。その後も繰り返し核使用の脅迫を行いながら侵略を続けています。また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドを行っているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえています。被爆80年を迎える今年こそ広島・長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。よって、日本政府にはすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めます。提出先、内閣総理大臣、外務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により提出をするものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています発議第4号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について反対の立場で討論させていただきます。現在、現実の国際安全保障環境

において、日本がこの条約に参加することは時期尚早であると考えます。核保有国であるアメリカ・ロシア・中国・ドイツなど、いずれの国もこの条約に参加しておりません。日本が核抑止の傘の下にあることを考慮すれば、この条約への参加は日米同盟を含む抑止体制に疑念を生じさせる可能性があります。それは結果的に日本の安全保障を損なうことになりかねません。今、日本政府に求められるのは被爆国がゆえに、核保有国と非保有国との対話の橋渡し役を果たすことであり、核兵器禁止条約締結国会議へオブザーバー参加をすることが重要と考えますので、賛同することはできないです。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

続きまして原案に賛成の方の発言を許します。

10番林 健児議員どうぞ。

○10番（林 健児君）

10番林 健児です。唯一の被爆国である日本はですね、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先導をとっていかなければなりません。世界が戦争によって混沌としている中、世界平和を先導していくために、皆様の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、発議第4号は可決されました。

日程第10、閉会中の継続調査についてを議題とします。

御手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和7年6月大治町議会定例会を閉会します。



午後3時01分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岩山 照洋

署名議員 松本 英隆

署名議員 三輪 明広